

福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金公募要領

1 本補助金の趣旨

福島県（以下「県」という。）は、観光事業者や一時滞在者からの温室効果ガス排出削減を進め、サステナブルツーリズムの浸透とカーボンニュートラルの推進を図るため、これらの目的に資する旅行商品の造成及び販売を促すため、旅行会社が実施する旅行商品のプロモーション（以下「事業」という。）に係る経費の一部を、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、公募を実施する。

2 補助金の申請にあたって

関係法令、交付要綱等の内容及び以下の事項について十分理解した上で申請すること。

- （１）申請者が福島県に提出する書類には、如何なる理由があっても虚偽の記述を行わないこと。応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の交付の取消等の措置をとることがあり、支払い済の補助金の返還を命じる場合がある。
- （２）福島県から補助金の交付決定を通知する前（交付決定日前）に、着手（契約等）を行った場合、該当する経費については、原則として補助金の交付対象とはならないため留意すること。
- （３）補助事業の適正かつ円滑な実施のため、必要に応じて現地調査等を実施する場合がある。
- （４）補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）の第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

3 補助対象となる事業

- （１）以下の要件をすべて満たす旅行商品に係るプロモーションとする。

補助対象となる旅行商品は、申請者自らが企画及び販売する募集型企画旅行のみとする。

なお、同一の旅行商品に対する補助は 1 回限りとし、出発日又は帰着日が異なる場合であっても、行程、訪問先その他旅行内容が同一であるものは同一商品として取り扱う。

- ① ツアー行程のうち 2 つ以上の目的地が、「ふくしまカーボンニュートラルツアーの作り方 2026」に掲載されている施設であり、各施設のカーボンニュートラルの取組を具体的に添乗員やコーディネーター等が説明を行うか、または取組についてのリーフレット等を配付すること
- ② 福島県内に 1 泊以上すること
- ③ 休憩や乗り継ぎ等を除き、福島県以外の目的地をツアー行程に含めない旅行商品であること
- ④ 令和 8 年 7 月 22 日～令和 9 年 1 月 31 日までに出発または帰着する旅行商品であること
- ⑤ 令和 8 年 7 月 22 日～令和 9 年 1 月 31 日までに宣伝広告をすること
- ⑥ 旅行中にカーボンニュートラルに資する具体的取組（移動、宿泊、体験等）を組み込んでいること
- ⑦ その他のプロモーションに係る経費を補助対象経費としている助成制度を受けた旅行商品ではないこと
- ⑧ 本事業を効果的に周知するキャッチコピーを考案し、SNS のプロモーションにおける #（ハッシュタグ）として活用すること。

(2) 補助対象事業者は、次に掲げる手法のうち2種類以上を組み合わせる旅行商品の周知を行うものとする。ただし、SNSによる情報発信は必須とする。

- ・ SNSによる情報発信（必須）
- ・ 新聞広告（単独枠）
- ・ チラシ、ポスター等の制作及び配布
- ・ DM 発送
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 店頭パンフレット設置
- ・ その他知事が適当と認める方法

4 補助対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業者の登録を受けている者。ただし、旅行業者代理業者を除く。

5 補助対象経費及び補助額

(1) 補助対象経費

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、WEB等の媒体への広告掲載費
- ・ ホームページで広告を行う場合のページ制作費
- ・ チラシ、ポスター等の制作費
- ・ DM等の発送費
- ・ その他広告宣伝を実施するため直接必要となるものとして知事が認める経費

なお、同一広告媒体に複数の旅行商品を掲載する場合は、当該旅行商品の掲載面積に応じて補助対象経費を下記のとおり按分する。

掲載面積割合	補助対象割合
全体の1/2超	100%
1/4超かつ1/2以下	50%
1/4以下	25%

(2) 補助額

補助額は、補助対象経費の合計額（消費税抜き）とし、1つの旅行商品につき25万円を上限とする。

6 申請方法等

(1) 申請書類

補助金の申請をしようとする者は、宣伝広告を開始する日から起算して30日前までに、申請しようとする旅行商品ごとに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

また、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メール等でヒアリングを行う場合や追加書類の提出を求める場合があるので対応すること。

- (ア) 福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ) 事業計画書（第1号様式（別紙））
- (ウ) 当該旅行に係る広告媒体案
- (エ) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等）

- (オ) ツアー行程表
- (カ) 旅行業登録を証する書類の写し
- (キ) 誓約書（第2号様式）
- (ク) その他知事が必要と認める書類

※広告媒体や行程表については、補助対象の各要件の内容及び審査の視点に記載されている各内容が確認できる内容としてください。

(2) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

審査結果によっては条件が付されること、あるいは申請された計画の変更を求めることがあるため留意すること。

(3) 審査について

「表1 福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業 審査の視点」に基づいて審査を行い、補助事業予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

審査は、書面審査で実施する。

7 申請にあたっての留意事項

(1) 交付決定

福島県は、提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- ② 補助対象経費には、国から他の補助金（負担金、利子補給並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の補助経費を含まないこと。
- ③ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(2) 変更の申請

交付決定の通知を受けた後にその内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、直ちに次の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）

(イ) 事業変更計画書（第3号様式（別紙）） ※変更の場合のみ

(ウ) 広告宣伝経費が確認できる資料（見積書の写し等） ※変更の場合のみ

ただし、下記に定める軽微な変更については、この限りでない。

- ・補助対象経費の20%以内で、補助金の額に変更が生じない減額
- ・補助金の額に変更が生じない増額

(3) 完了実績報告及び書類審査等

補助事業者は、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して30日以内または事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

また、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金消費税等仕

入控除額報告書（第5号様式）により速やかに知事に提出しなければならない。

- （ア） 福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金実績報告書（第4号様式）
- （イ） 事業実施報告書（第4号様式（別紙））
- （ウ） 当該旅行に係る広告媒体の写し ※旅行会社名と販売価格が記載されているもの
（掲載紙面、WEB画面、SNS投稿記録、配布実績等）
- （エ） 広告宣伝経費が確認できる資料（領収書の写し等）
- （オ） プロモーション実施内容が確認できる資料
- （カ） その他知事が必要と認める書類

（4）補助金の支払い

補助事業者は、補助金額の確定通知を受けたときは、福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（5）不正に対する交付決定の解除等

申請書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとる場合がある。

（6）会計帳簿等の整備等

補助金の交付を受けた者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要領は令和8年7月22日から施行する。

表 1 福島県サステナブルツーリズム旅行商品造成支援事業 審査の視点

審査内容
・ サステナブルツーリズムの推進という事業趣旨と整合しているか
・ 福島県の地域特性（震災復興・再エネ・環境施策等）を踏まえているか
・ 単なる観光ではなく「カーボンニュートラルの理解促進」が主目的になっているか
・ 想定するターゲット層が明確であり、そのニーズや特性を踏まえた内容となっているか
・ 参加者の行動変容を促進するため、体験、対話及び振り返りの各要素を有機的に組み込み、その効果が期待できる構成となっているか
・ ツアー参加後においても、参加者の日常生活や業務における脱炭素行動の実践につながるような仕組みや工夫が講じられているか
・ SNS における発信において、#（ハッシュタグ）として使用するのに魅力的なキャッチコピーを使用しているか